

議第86号

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

上記の議案を提出する。

平成28年3月10日

滋賀県知事 三日月 大 造

県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて

地方財政法（昭和23年法律第109号）第27条第2項の規定に基づき、平成27年度において県の行う次の建設事業に要する経費について、関係市町が負担すべき金額を定めることにつき、議決を求める。

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
補助林道事業	長浜市	1,250,000	32,000	1,282,000
	米原市	2,500,000	△ 1,135,000	1,365,000
	計	3,750,000	△ 1,103,000	2,647,000
県営経営体育成基盤整備事業	彦根市	7,500,000	1,273,000	8,773,000
	湖南市	—	623,000	623,000
	計	7,500,000	1,896,000	9,396,000
県営農道整備事業	甲賀市	3,423,000	△ 3,337,000	86,000
	計	3,423,000	△ 3,337,000	86,000
県営中山間地域総合整備事業	東近江市	—	303,000	303,000
	計	—	303,000	303,000
県営みずすまし事業	東近江市	15,691,000	△ 6,882,000	8,809,000
	計	15,691,000	△ 6,882,000	8,809,000
県営農村振興総合整備事業	長浜市	4,050,000	△ 2,325,000	1,725,000
	守山市	5,000,000	△ 412,000	4,588,000
	計	9,050,000	△ 2,737,000	6,313,000
県営農村地域再生可能エネルギー施設整備事業	彦根市	1,700,000	△ 268,000	1,432,000
	長浜市	10,848,000	778,000	11,626,000
	豊郷町	300,000	△ 47,000	253,000

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
	計	15,875,000	463,000	16,338,000
単独道路改築事業	大津市	34,689,450	△ 1,241,610	33,447,840
	彦根市	2,854,200	1,238,802	4,093,002
	長浜市	12,178,650	△ 1,996,107	10,182,543
	近江八幡市	9,058,350	△ 5,834,365	3,223,985
	草津市	16,911,600	496,476	17,408,076
	守山市	14,965,800	△ 2,791,408	12,174,392
	栗東市	7,500,200	2,512,800	10,013,000
	甲賀市	2,334,000	437,832	2,771,832
	野洲市	1,644,000	△ 333,448	1,310,552
	湖南市	885,000	△ 303,528	581,472
	高島市	6,321,150	△ 99,178	6,221,972
	東近江市	21,396,900	8,555,896	29,952,796
	米原市	6,311,550	1,332,100	7,643,650
	日野町	3,476,250	△ 1,862,730	1,613,520
	竜王町	2,000,000	△ 969,792	1,030,208
	愛荘町	2,920,500	784,074	3,704,574
	豊郷町	663,750	△ 19,470	644,280
	甲良町	265,500	182,538	448,038
	多賀町	796,500	△ 140,232	656,268
	計	147,173,350	△ 51,350	147,122,000
補助急傾斜地崩壊対策事業	大津市	12,830,000	△ 42,341	12,787,659
	長浜市	500,000	△ 440,000	60,000
	近江八幡市	14,325,000	△ 2,315,100	12,009,900
	高島市	5,100,000	147,428	5,247,428
	米原市	8,500,000	1,026,400	9,526,400
	多賀町	1,500,000	△ 386,839	1,113,161
	計	42,755,000	△ 2,010,452	40,744,548
補助急傾斜地総合流域防災事業	長浜市	8,000,000	△ 4,086,390	3,913,610
	栗東市	8,800,000	△ 800,000	8,000,000
	甲賀市	6,800,000	△ 1,638,950	5,161,050
	高島市	7,300,000	△ 2,036,561	5,263,439
	計	30,900,000	△ 8,561,901	22,338,099

事業名	関係市町名	負担すべき金額		
		既決額	増減額	計
補助都市計画街路事業	大津市	4,500,000 ^円	34,868,925 ^円	39,368,925 ^円
	彦根市	40,500,000	△ 18,000,000	22,500,000
	守山市	56,250,000	△ 41,855,850	14,394,150
	栗東市	56,250,000	△ 46,119,150	10,130,850
	甲賀市	108,135,000	△ 10,362,151	97,772,849
	計	316,035,000	△ 81,468,226	234,566,774
都市公園事業	野洲市	1,854,000	△ 975,250	878,750
	計	1,854,000	△ 975,250	878,750

ただし、関係市町の事業費に増減があった場合においては、知事は、その増減の額に応じて負担すべき金額を変更することができる。

(参考)

平成27年10月13日議決の「県の行う建設事業に要する経費について関係市町が負担すべき金額を定めることにつき議決を求めることについて（議第135号）」の金額を改めようとするものである。